

## 2 ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

### (1) 名称

化学物質等又は製品の名称を記載してください。

### (2) 成分

各成分のうち表示対象物質に該当するものを記載してください(成分ごとの含有量の記載は不要です。)  
なお、表示対象物質以外の成分についてもできる限り記載してください。

### (3) 注意喚起語

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言(「危険」又は「警告」)を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す注意喚起語を、安全衛生情報センター(運営:中央労働災害防止協会)のホームページ(<http://www.jaish.gr.jp/>)に公表されているラベル記載例(モデルラベル)等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、注意喚起語の記載を要しません。

### (4) 人体に及ぼす作用・安定性及び反応性

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す「危険有害性情報」の欄に示されている文言を、モデルラベル等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、人体に及ぼす作用、安定性及び反応性の記載を要しません。

### (5) 貯蔵又は取扱い上の注意

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するために取るべき推奨措置を記載してください。

### (6) 標章

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「絵表示」の欄に示されている標章を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す標章を、モデルラベル等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、標章の記載を要しません。

### (7) 表示をする者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載してください。

### 3 ラベル表示の例

●ラベルには以下のものを明記してください。

〔 名称／成分／人体に及ぼす作用／貯蔵又は取扱い上の注意／  
表示する者の氏名、住所、電話番号／注意喚起語／標章／  
安定性及び反応性 〕



(ラベルの記載例)

(赤字:追加となった項目)

<b>エチレンイミン</b> Ethyleneimine (成分：エチレンイミン)	●	
	●	
<b>危険</b>	●	
<危険有害性情報> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・飲み込むと生命に危険(経口) ・皮膚に接触すると生命に危険(経皮) ・吸入すると生命に危険(蒸気) ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・遺伝性疾患のおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害 ・水生生物に有害 ・長期的影響により水生生物に有害	●	
<注意書き> 【安全対策】 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ・眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。 ・汚染された作業衣を作業場から出さないこと。 ・環境への放出を避けること。 【救急処置】 ・火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。	●	
厚労株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 TEL 03-〇〇〇〇-xxxx FAX 03-〇〇〇〇-△△△△	●	

名称

成分  
(含有量は不要)

標章

注意喚起語

安定性及び  
反応性

人体に  
及ぼす作用

貯蔵又は  
取扱い上の  
注意

氏名(法人名)  
住所(所在地)  
電話番号